

我孫子市地域防災計画 平成19年度修正

修正事項の内容

【主な修正事項】

(1) 防災ビジョンの設定 (地震 P25~26)

第1章総則 第5節防災ビジョン

「災害による被害を軽減する」ことを目的に、「災害に強い人づくり」「災害に強いまちづくり」「災害に強い体制づくり」の三つを計画の理念として位置づけ、それぞれにおいて基本目標を設定しました。

(2) 想定地震及び被害想定の見直し (地震 P21~24)

第1章総則 第4節計画の前提条件

これまでの想定地震は、昭和63年度に実施した「我孫子市大規模地震被害想定調査」で想定していた1923年(大正12年)に起きた関東大地震が再発した場合としていましたが、今回の見直しにおいては、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」が公表した首都直下地震にかかる被害想定から、茨城県南部地震(M=7.3)を想定地震とし、被害については、首都直下地震にかかる被害想定及び過去の災害等を踏まえて想定しました。

(3) 職員の活動体制と配備動員計画の見直し (地震 P117~140、地震 P141~147)

第3章災害応急対策 第1節応急活動体制

第3章災害応急対策 第2節配備及び動員

従来、震度6強以上の地震が発生した場合には、地域対策支部が各地域ごとに設置するとしていたものを、震度6弱以上の地震や市内全域に大規模な被害が発生した場合に設置するよう修正するとともに、災害発生初期において情報収集や対応を行う「初動対応部」を災害対策本部設置時(震度5弱以上)から設けることとしました。

また、応急対策ごとの時間経過別対応基準表等を追加しました。

(4) 災害時要援護者対策の具体化 (地震 P105~108、地震 P265~269)

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第18節災害時要援護者の安全確保体制の整備、第3章災害応急対策 第18節災害時要援護者への対応

災害時要援護者の被害を最小限に抑えるため、平成18年度に策定した「災害弱者対策行動計画」に基づき、災害時要援護者の所在情報の把握や、災害時の救出、避難誘導、安否確認体制づくりを進め、災害発生時の対応を具体的に実施していくこととしました。

(5) ボランティアとの連携協力 (地震 P109~110、地震 P270~272)

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第19節ボランティア環境の整備

第3章災害応急対策 第19節ボランティアとの連携協力

ボランティアとの連携協力については、災害発生時に我孫子市社会福祉協議会に対し我孫子市災害ボランティアセンターの設置を要請し、市と連携してボランティア活動の総合的な調整の実施を行うよう位置づけをしました。

(6) 応援受け入れ体制の整備 (地震 P70~71、地震 P168~176)

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第5節応援要請体制の整備

第3章災害応急対策 第5節応援の要請

大規模な災害が発生した場合には、災害応急対策活動に必要な要員や資機材の量が不足することが考えられます。このことから、自衛隊や他の公共団体等への迅速な応援要請を実施することが必要となることから、応援要請の手続きの習熟や受け入れ体制の整備を行うこととしました。

(7) 帰宅困難者対策について (地震 P111~113、地震 P273~275)

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第20節帰宅困難者対策の整備

第3章災害応急対策 第20節帰宅困難者対策

中央防災会議の発表した「首都直下地震対策大綱」において、首都圏で大規模な地震が発生した場合、多数の帰宅困難者が発生するとされており、当市においても市内の事業者や学校に通勤通学している人々が帰宅困難者となる場合とともに、市内在住者が帰宅困難者になることや、我孫子市を通過して帰宅する移動帰宅困難者が発生することが考えられるため、帰宅困難者の心得や基本原則の周知を行うとともに、支援体制の整備を行っていくこととしました。

(8) 大規模事故災害対策について (風水害等 P61~76)

第3章災害応急対策 第20節大規模事故災害対策

航空機災害の対応計画に加え、新たに大規模火災、爆発事故、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故災害対策の対応について、関係機関と協力して対応を行っていくこととしました。

(9) 避難勧告・指示の発令基準の改正について (風水害等 P58~59)

第3章災害応急対策 第9節避難対策

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他のものに対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認める時は避難のための立ち退きを指示します。

今回の修正では、新たに避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と災害時要援護者の避難開始を促すための「避難準備情報」を伝達すること

としました。

また、発令の基準については、利根川洪水予報である「利根川はん濫注意報」や「利根川はん濫警報」等を勘案するものとししました。

【その他の修正事項】

(1) 建築物の耐震化（地震 P39～40）

第2章災害予防 第2部災害に強いまちづくり 第2節建築物の災害予防

ア 市庁舎及び学校施設の耐震化の推進

防災拠点となる市庁舎の耐震化を進めるとともに、避難所として位置づけられている学校施設の耐震化工事を計画的に推進していくこととしました。

イ 我孫子市耐震改修促進計画の策定

既存建築物の耐震対策をより効果的に推進するため、建築物等に対する我孫子市耐震改修促進計画を策定します。

(2) 避難対策の充実（地震 P57～60、203、204）

第2章災害予防 第2部災害に強いまちづくり 第7節防災拠点の整備

ア 福祉避難所の指定

災害時要援護者に配慮した施設として、市の社会福祉施設11箇所を福祉避難所として指定しました。

第3章災害応急対策 第9節避難対策

イ 指定避難場所以外の避難所の把握

大規模な災害の場合、指定の避難所以外に被災者が避難する可能性が高いことから、避難者の所在について積極的に情報を収集します。

ウ 避難所運営リーダーの選出及び運営上のルールづくり

避難所に職員を派遣できない場合には、地域住民や施設管理者、自主防災組織、ボランティア等の中から運営リーダーを選出し、避難者の自主的な関わりのもと、円滑な運営が行われるようルール作りを行っていきます。

(3) 物資集積所の位置づけ（地震 P85）

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第11節緊急輸送体制の整備

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うため、集積場所の指定を行いました。

(4) 被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定体制の確立

(地震 P101～102、256～257)

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第16節住宅関連対策体制の整備

第3章災害応急対策 第16節住宅等応急対策

地震災害により建物や宅地が被害を受けた際に、二次被害の防止や住民の

安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制を整備することとしました。

災害が発生した際には、それぞれ被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定業務を行う位置づけを行いました。

(5) 動物対策の整備（地震 P96～97、249）

第2章災害予防 第3部災害に強い体制づくり 第14節防疫・保健等活動体制の整備
第3章災害応急対策 第14節防疫・保健等

過去の災害において、ペットの避難について課題があったことから、飼い主責任の原則の基、ペットと一緒に避難する「同行避難」の周知を図るとともに、動物の救助及び保護体制が確保されるよう、関係団体との連携及び協力体制の整備を検討していきます。

(6) 復興まちづくり計画の位置づけ（地震 P293～294）

第4章災害復旧計画 第4節復興まちづくり計画

大規模な災害から復興を図るには、早急かつ計画的な復興まちづくりの推進が求められることから、災害復興本部を立ち上げ、災害復興基本方針や災害復興基本計画を策定するなど、被災程度に応じて早急に復興体制を確立し、県等と連携して被災市街地の円滑な復興を推進していくこととします。

(7) 東海地震に関する情報の新しい発表に伴う防災対応の修正（東海 P8～41）

附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画

東海地震の周辺地域としての対応計画として計画を定めていますが、平成16年から運用されている「東海地震に関連する情報」及び情報発表の段階に応じた対応について修正しました。

(8) 土砂災害警戒情報の発表について（風水害等 P48）

第3章災害応急対策 第3節気象情報伝達計画

平成20年3月から、早期避難等による被害を軽減するため、「土砂災害警戒情報」が発表されることについて反映しました。この情報は、県と気象台で協議の上、土砂災害の発生する恐れが高くなったと判断した場合に発表されます。